

産商第 137 号

平成16年10月5日

日進ケムコ株式会社

代表取締役 大槻 善則 様

京都市長 榎 本 頼 兼

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成16年2月27日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ライフ壬生店

京都市中京区壬生檜町7番地他5筆

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成11年通商産業省告示第375号）（以下「指針」という。）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、本変更計画の実施により、周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

早朝の荷さばき作業については、時間帯を厳守するとともに、アイドリング・ストップ対策を講じるなど騒音の低減を図り、また、店舗前の違法駐車対策など周辺の地域の生活環境に対して配慮することが望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況）

当該商業施設は、都市計画上の準工業地域に立地しており、北側及び西側に道路を隔て店舗併設の共同住宅や事務所ビル等、東側に店舗併設の事務所ビル、南側には道路を隔てて集合住宅、民家等が立地している。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、店舗前の違法駐車対策、荷捌き時や廃棄物の回収時の騒音、搬入車両のエンジン音、中高生の溜まり場となってしまうなどの騒音に関する苦情、生ごみの臭気に関する苦情等の意見が出された。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

今回の変更計画における、指針に掲げる事項との関連では、営業時間の延長により、一日あたりの総来客数が増加し、駐車場利用者や自転車等による来店客が増加すること、廃棄物等の排出量が増加すること、騒音について昼間及び夜間の等価騒音レベルの値及び夜間の騒音レベルの最大値が高くなることが予想される。

駐車場の利用者の増加については、営業実績からピーク時の来客数は増加しないと予想されるため、収容台数に不足が生じる恐れは少ないと判断される。

駐輪場の利用者の増加については、京都市自転車等放置防止条例に基づく付置義務台数を上回る台数が確保されており、営業実績からピーク時の来客数は増加しないと予想されるため、駐輪場の収容台数に不足が生じる恐れは少ないと判断される。

廃棄物等の排出量の増加については、現状の排出量及び予測によれば現在の廃棄物保管施設容量で対応可能であると判断される。

昼間及び夜間の等価騒音レベルの値が高くなることについては、変更前の営業時間に対する増加時間の割合が33%であり、変更に伴い等価騒音レベルの上昇値が1.3dB上昇するものの、予測によれば基準値以下であることや、室外機等の増設や位置の変更がないことから、周辺の地域の生活や事業活動に与える影響は少ないと判断される。

夜間の騒音レベルの最大値についても、予測によれば規制基準値以下であることや、室外機等の増設や位置の変更がないことから、周辺の地域の生活や事業活動に与える影響は少ないと判断される。

なお、早朝の荷さばき作業については、時間帯を厳守するとともに、アイドリング・ストップ対策を講じるなど騒音の低減を図り、また店舗前の違法駐車対策など周辺の地域の生活環境に対して配慮することが望まれる。